

## 平成24年第5回定例会報告

第5回定例会には、平成24年度補正予算関係5件、条例関係20件、人事案件1件、その他案件2件の合計28件が市長から上程されました。このうち補正予算（専決）1件、人事案件1件については、2日目に採決をし、原案のとおり可決しました。予算関係、条例関係、その他の案件の26件は、各常任委員会に付託され、12月11日、12日に審査し、本会議においていずれも原案のとおり可決しました。

本会議での採決状況及び結果につきましては、下表のとおりです。

議案名	採決結果	議案の主な内容
専決処分の報告及び承認について 平成24年度土岐市一般会計補正予算（第3号）	全会一致 可決	補正額 22,635千円
平成24年度土岐市一般会計補正予算（第4号）	賛成16人 反対1人	補正額 22,815千円
平成24年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	全会一致 可決	補正額 45,615千円
平成24年度土岐市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）	全会一致 可決	補正額 18,242千円
平成24年度土岐市病院事業会計補正予算（第1号）	賛成15人 反対2人	補正額 109千円
土岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	賛成16人 反対1人	人事院勧告に準じ、職員の昇給制度を改正
土岐市・瑞浪市障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更について	全会一致 可決	障害者自立支援法の一部改正に伴う改正
障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	全会一致 可決	障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理
土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例について	全会一致 可決	介護保険法の一部改正に伴う条例制定
土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について	全会一致 可決	介護保険法の一部改正に伴う条例制定
土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	全会一致 可決	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う改正

議案名	採決結果	議案の主な内容
土岐市市道の構造の技術的基準に関する条例について	全会一致 可決	道路法の一部改正に伴う条例制定
土岐市市道に設ける道路標識の寸法に関する条例について	全会一致 可決	道路法の一部改正に伴う条例制定
土岐市移動等円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例について	全会一致 可決	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う条例制定
土岐市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例について	全会一致 可決	河川法の一部改正に伴う条例制定
土岐市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例について	賛成16人 反対 1人	公営住宅法の一部改正に伴う条例制定
土岐市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	全会一致 可決	市営住宅の入居者の選定の合理化に資するための改正
土岐市都市公園条例の一部を改正する条例について	全会一致 可決	都市公園法の一部改正に伴う改正
土岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例について	全会一致 可決	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う条例制定
土岐市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	全会一致 可決	地方公営企業法の一部改正に伴う改正
土岐市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について	全会一致 可決	水道法の一部改正に伴う条例制定
土岐市下水道条例の一部を改正する条例について	全会一致 可決	下水道法の一部改正に伴う改正
土岐市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	全会一致 可決	勤労青少年ホーム及び働く婦人の家を廃止し、新たに土岐市生涯学習館を設置するための改正
土岐市文化会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	全会一致 可決	土岐市文化会館を廃止するため
土岐市体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	全会一致 可決	(財)土岐市スポーツセンターが所有する施設を土岐市の体育館として設置するための改正
土岐市総合活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	賛成16人 反対 1人	総合活動センターの施設の一部を廃止するための改正
市道路線の認定について	全会一致 可決	市道路線の認定
人件擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	全会一致 可決	伊藤嘉子さんの推薦同意

# 委員会報告

## 常任委員会所管部署

第1 常任委員会	総務部、市民部、福祉事務所、会計課、消防本部、総合病院、老人保健施設やすらぎ、駄知診療所、その他第2 常任委員会の所管に属さない部署
第2 常任委員会	建設部、経済環境部、水道部、教育委員会

## 第二常任委員会

第二常任委員会に付託されました議案は、補正予算関係1件、条例関係16件、その他の案件1件でありました。主な質疑・答弁は次のとおりです。

☆平成24年度土岐市一般会計補正予算(第4号) 所管部分

質疑 下石小学校増築設計業務について

て、どのような増築を予定しているのか。

**答弁** 35人学級制に対応できるように、3階建てで、4教室程度の整備を考えている。

**質疑** (仮称) 濃南小学校の実施設計業務について、中学校との共用施設について、どの施設を共用施設として考えているのか。

**答弁** 屋内運動場とプールを共用施設として考えている。ただし、プールについては、改修及び増設両面で現在検討中である。

**討論** (仮称) 濃南小学校の実施設計業務に対する債務負担行為について、現時点では、まだ基本設計が完了しておらず、そうした状況下での実施設計業務については疑問を感じるためこの予算には反対する。

☆土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

**質疑** 一般廃棄物処理施設技術管理の資格取得者は、何名いるのか。

**答弁** 日本環境衛生センターの認定講習を受けた技術管理者が5名いる。

☆土岐市市道の構造の技術的基準に関する条例について

質疑 市が独自で定めた基準として

は、どのようなものがあるのか。

**答弁** 中央分離帯の設置、停車帯の幅員、歩道の幅員、交差点部の幅員の4点について独自の基準を定めた。

☆土岐市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例について

**質疑** 市内の準用河川に、水門、樋門等の施設はあるのか。

**答弁** 現在、この条例の適用を受ける管理施設はない。

☆土岐市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例について

**質疑** 駐車場の整備を規定すべきではないか。

**答弁** 今後市営住宅を建設する際には、当然駐車場の整備は必要であるが、市街地住宅等の建設にも基準が適用されるため、この条例に規定していない。

**討論** 市営住宅建設に際しては、最低限、駐車場の整備を規定すべきであり、この条例には反対する。

☆土岐市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

**質疑** 入居者選考委員会が廃止され、公開抽選となるが、生活困窮度合で優先付けはしないのか。

**答弁** 近年、申込者が少なく、抽選となることはないが、今後、生活困窮度の優先付けを検討する必要がある。

☆土岐市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

**質疑** 利益を減債積立金等に充てることしているが、利用者に還元することは考えていないのか。

**答弁** 老朽化等による施設の更新が必要であり、その資金として積み立てた定供給を図るものである。

☆土岐市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について

**質疑** 布設工事監督者や技術管理者の資格を有する職員は、何名いるのか。

**答弁** 現在の水道事業従事職員の中では2名いる。

☆土岐市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例について

**質疑** 勤労青年ホームと働く婦人の家は補助事業として建設しているが、移管することにより補助金を返還することはないか。

**答弁** 教育的な施設への移管であれば、補助金返還の必要はない。

☆土岐市文化会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

**質疑** 文化会館を廃止するに至った経緯について。

**答弁** 施設の老朽化が顕著であり、貸館に支障を来すため廃止することとした。

☆土岐市体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

**質疑** 使用開始時間を午後1時からとする理由は。

**答弁** 現行の使用時間のまま移管する。午前中は、スポーツ推進委員の活動拠点として利用して行きたい。

☆土岐市総合活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

**質疑** キャンプ場を廃止するに至った経緯について。

**答弁** 利用者は、減少傾向であり、維持管理にかなりの経費がかかるため廃止することとした。

**討論** 維持管理費用がかかるため廃止するのではなく、市として、子どもたちにとって必要か、どのように利用してもらおうかを総合的に考えるべきであり、この条例には反対する。

☆市道路線の認定について

**質疑** この路線は、周回し、通り抜けできる形になっているのか。

**答弁** 通り抜けできるよう開発協議をし、認定するものである。

### 第一常任委員会

第一常任委員会に付託されました議案は、補正予算関係4件、条例関係4件、その他の案件1件でありました。主な質疑・答弁は次のとおりです。

☆平成24年度土岐市一般会計補正予算(第4号) 所管部分

**質疑** 総合行政情報システム改修委託料について、システム改修の内容は。

**答弁** 国民年金保険料の一部免除等の基準が税制改正による扶養控除額の減額の影響を受けないようにシステムを改修するものである。

☆平成24年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

**質疑** 療養給付費等負担金の返還について、4千5百万円以上の返還は、適正な額であるか。

**答弁** 国の定めた計算方式により積算し、療養給付費総額の4パーセント程度であり、許容範囲である。

☆平成24年度土岐市病院事業会計補正予算(第1号)

**質疑** 職員給与費の減額であるが、当初のように見込んでいたのか。

**答弁** 医師も看護師も不足しており、中途採用に対応できるよう余裕を持った予算としている。

**質疑** 材料費の不足は、何が要因か。

**答弁** 高額な薬の使用量の増加、外来処方日数の延び、院内処方件数の増加が要因である。

**討論** 材料費不足による2億5千7百万円の大増額であるが、その根拠に納得できないためこの予算には反対する。

☆土岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

**質疑** 今回の昇給制度の改正は、全職種適用されるのか。

**答弁** 医療職を含め全ての職種で適用される。

☆土岐市・瑞浪市障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更について

**質疑** 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ法律が変わり、組織等規約は変わらないのか。

**答弁** この規約は、認定審査会の組織・運営等を取り決めており、今回の改正

では、法律の引用箇所及び文言を変更するのみで、内容に変更はない。

☆障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

**質疑** 施行日に、ずれがある理由は。

**答弁** 障害者総合支援法は、基本的には25年4月1日に施行されるが、1年遅れて施行される部分があり、法律の施行日と合わせている。

☆土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例について

**質疑** 施設入所待機者が多く、夜間対応型訪問介護事業所が必要であるが、どのように考えているのか。

**答弁** 在宅介護の視点から、今後需要が増える可能性がある。需要と供給のバランスを考えながら今後、介護保険事業計画策定時に検討して行きたい。